

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	確定給付企業年金における事務手続の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	基金の規約の軽微な変更は、届書を地方厚生局長等に紙ベースで提出することによって行うこととなっているが、実施事業所が100以上と多数あり、事務手続を簡素化するために電子申請の枠組みが必要である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	確定給付企業年金法第17条 確定給付企業年金法施行規則第7条 確定給付企業年金法施行規則第17条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	基金の規約の軽微な変更は、届書を地方厚生局長等に紙ベースで提出することによって行うこととなっているが、電子申請ができるようにすべきである。